別表十一の記載要領第１号中「同法」を「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。次号において「令和２年改正法」という。）第16条の規定による改正前の租税特別措置法」に改め、同第11号中「第37条第２項及び第４項」を「第37条第７項」に、「又は同令」を「若しくは令和２年改正令第３条の規定による改正前の租税特別措置法施行令（以下この号において「令和２年旧措置法施行令」という。）第37条第４項（国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例）の規定により計算した同条第２項に規定する軽減対象所得金額又は令和２年旧措置法施行令」に改め、同号を同第11号とし、同第１号の次に次の１号を加える。

２　当該事業年度において法第62条の９第１項（非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の有する資産の時価評価損益）、第64条の11第１項若しくは第２項（通算制度の開始に伴う資産の時価評価損益）、第64条の12第１項若しくは第２項（通算制度への加入に伴う資産の時価評価損益）若しくは第64条の13第１項（通算制度からの離脱等に伴う資産の時価評価損益）、令和２年改正法第３条の規定による改正前の法人税法（以下この号において「令和２年旧法」という。）第61条の12第１項（連結納税への加入に伴う資産の時価評価損益）若しくは法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和２年政令第207号。次号において「令和２年改正令」という。）第１条の規定による改正前の法人税法施行令第112条第20項（適格合併等による欠損金の引継ぎ等）の規定により益金の額若しくは損金の額に算入される金額がある場合又は当該連結事業年度において令和２年旧法第81条の３第１項（個別益金額又は個別損金額）（法第62条の９第１項又は令和２年旧法第61条の12第１項の規定により令和２年旧法第81条の３第１項に規定する個別益金額又は個別損金額を計算する場合に限る。）の規定により益金の額若しくは損金の額に算入される金額がある場合には、「所得金額仮計」＋「32の①」）＋別表四付表「９の①」）　⑸　の欄は、その益金の額に算入される金額を減算し、及びその損金の額に算入される金額を加算した金額を記載すること。（（別表四「26の①」又は（別表四の二「所得金額仮計又は連結所得金額仮計」＋「33の①」＋「40の①」）

別表十一の記載要領に次の11号を加える。

４　「特別控除額　⑻　の欄は、当該内国法人が通算法人である場合（当該事業年度が当該内国法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了する事業年度である場合に限る。）には「⑺又は」を消し、その他の場合には「又は別表十（二）付表「11」」を消すこと。（⑺又は別表十（二）付表「11」）×$\frac{20}{100}$

５　「要加算調整額　⑼」の欄は、租税特別措置法第61条第５項の規定により益金の額に算入される同項に規定する要加算調整額を記載すること。この場合において、その金額の計算に関する明細を別紙に記載して添付すること。

別表十一の次に次の１表を加える。